

# 石川県公報

平成 29 年 3 月 23 日 (木曜日)

号 外

(第 19 号)

## 目 次

### 人事委員会

○石川県職員の退職手当に関する規則等の一部を改正する規則

1

## 人 事 委 員 会

石川県職員の退職手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

石 川 県 人 事 委 員 会

### 石川県人事委員会規則第 号

石川県職員の退職手当に関する規則等の一部を改正する規則

(石川県職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第一条 石川県職員の退職手当に関する規則(昭和二十九年石川県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第二号中「若しくは第一号特別養子縁組休暇(石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十三年石川県条例第三十八号。以下この号において「職員の勤務時間条例」という。))第十条の二第二項第一号又は石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十三年石川県条例第三十九号。以下この号において「学校職員の勤務時間条例」という。))第十一条の二第二項第一号の規定による特別養子縁組休暇をいう。以下この号並びに次条第四項第二号及び第三号において同じ。」「又は第一号特別養子縁組休暇に係る養子となる者」及び「若しくは第二号特別養子縁組休暇(職員の勤務時間条例第十条の二第二項第二号又は学校職員の勤務時間条例第十一条の二第二項第二号の規定による特別養子縁組休暇をいう。次条第四項第二号において同じ。)」を削る。

第五条の四第四項第二号中「人事委員会が第一号特別養子縁組休暇に準ずると認める休暇等の期間(当該休暇等に係る養子となる者が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。)」を削り、「法人」を「又は法人」に改め、「又は人事委員会が第二号特別養子縁組休暇に準ずると認める休暇等の期間」を削り、同項第三号中「含む。」を「含む。又は」に改め、「又は人事委員会が第一号特別養子縁組休暇に準ずると認める休暇等の期間(前号に掲げる期間を除く。)」を削る。

(職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第二条 職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和三十一年石川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改め、同条中「石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十三年石川県条例第三十八号)第十条の二第二項第二号又は石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十三年石川県条例第三十九号)第十一条の二第二項第二号の規定による特別養子縁組休暇を与えられた職員」を削る。

(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正)

第三条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十三年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の三を削る。

第五十二条第二項中「勤務時間条例第二条第二項第二号又は学校職員勤務時間条例」を「石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十八号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項第二号又は石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十九号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）」に改め、「並びに勤務時間条例第十条の二第二項第二号又は学校職員勤務時間条例第十一条の二第二項第二号の規定による特別養子縁組休暇（以下「第二号特別養子縁組休暇」という。）を与えられた職員」を削り、「総称する」を「いう」に改め、「（第二号特別養子縁組休暇を与えられた職員にあつては、勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間から当該職員に与えられた一週間当たりの第二号特別養子縁組休暇の時間を減じた時間）」を削る。

第五十三条第三項各号、第五十三条の六第一項、第五十七条の六第四項各号、第五十七条の六の二第五項各号、第五十七条の八第四項各号、第五十七条の八の二第五項各号、第五十七条の十一及び第六十条の二中「（第二号特別養子縁組休暇を与えられた職員にあつては、勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間から当該職員に与えられた一週間当たりの第二号特別養子縁組休暇の時間を減じた時間）」を削る。

第六十二条第六号中「及び第一号特別養子縁組休暇を与えられた職員」を削る。

第六十六条第二項第二号中「並びに第一号特別養子縁組休暇の期間（当該第一号特別養子縁組休暇の期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である場合を除く。）」を削り、同項第四号中「（第二号特別養子縁組休暇を与えられた職員にあつては、勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間から当該職員に与えられた一週間当たりの第二号特別養子縁組休暇の時間を減じた時間）」を削る。

第六十八条第四号中「及び第一号特別養子縁組休暇を与えられた職員」を削る。

第七十条第二項第二号中「及び第一号特別養子縁組休暇の期間（当該第一号特別養子縁組休暇の期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である場合を除く。）」を削り、同項第四号中「（第二号特別養子縁組休暇を与えられた職員にあつては、勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間から当該職員に与えられた一週間当たりの第二号特別養子縁組休暇の時間を減じた時間）」を削り、同項第八号中「第十条の三第二項」を「第十条の二第二項」に、「第十一条の三第二項」を「第十一条の二第二項」に改め、同項第九号中「又は勤務時間条例第十条の二第二項第三号若しくは学校職員勤務時間条例第十一条の二第二項第三号の規定による特別養子縁組休暇」を削る。

第七十二条第四号中「及び第一号特別養子縁組休暇を与えられた職員」を削る。

第七十六条の二十二の二第二項第三号及び第七十六条の二十二の四第二項中「第一号特別養子縁組休暇を与えられ」を削る。

（石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部改正）

第四条 石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「第十三条の四第三項」を「第十三条の二第三項」に改める。

第十一条第四号中「者」の下に「第十五条第五項第四号、第十六条第七項第四号及び」を加え、「第十五条第一項第二号及び第五項、第十六条第七項及び第八項第二号」を削る。

第十三条の二及び第十三条の三を削る。

第十三条の四第三項中「並びに条例第十条の二第二項第三号及び学校職員条例第十一条の二第二項第三号の規定による特別養子縁組休暇（以下この項において「部分休業等」という。）」を削り、「部分休業等の」を「部分休業の」に改め、同条を第十三条の二とする。

第十五条第一項中「第十二条の三第一項」を「第十二条の二第二項」に、「第十三条の三第一項」を「第十三条の二第一項」に改め、同条第三項中「第十二条の三第一項」を「第十二条の二第一項」に、「第十三条の三第一項」を「第十三条の二第一項」に改め、同条第三項中「の妨げの有無」を「を妨げるかどうか」に改め、同条第五項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第十五条第九項中「及び第四号」を「から第五号まで」に改める。

第十六条第一項中「第十二条の二若しくは第十二条の三第二項」を「第十二条の二第二項若しくは第三項」に、「第十三条の二若しくは第十三条の三第二項」を「第十三条の二第二項若しくは第三項」に、「第十二条の二の」を「第十二条の二第二項の」に、「第十二条の三第二項の」を「第十二条の二第三項の」に、「第十三条の二の」を「第十三条の二第二項の」に、「学校職員条例第十三条の三第二項」を「学校職員条例第十三条の二第三項」に改め、同条第二項中「第十二条の二及び第十二条の三第二項」を「第十二条の二第二項及び第三項」に、「第十三条の二及び第十三条の三第二項」を「第十三条の二第二項及び第三項」に改め、同条第三項中「第十二条の三第二項」を「第十二条の二第三項」に、「第十三条の三第二項」を「第十三条の二第三項」に改め、同条第七項に次の一号を加える。

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百十七条の二第二項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第十六条第八項第二号中「第十二条の二」を「第十二条の二第二項」に、「第十三条の二」を「第十三条の二第二項」に、「第十二条の三第二項」を「第十二条の二第三項」に、「第十三条の三第二項」を「第十三条の二第三項」に改め、同条第十一項中「第七項第三号」の下に「及び第四号」を加え、「おいて」の下に、「第二項中「条例第十二条の二第二項及び第三項並びに学校職員条例第十三条の二第二項及び第三項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて」とあるのは、「条例第十二条の二第四項の規定により読み替えて準用する条例第十二条の二第二項及び学校職員条例第十三条の二第四項の規定により読み替えて準用する学校職員条例第十三条の二第二項に規定する公務の正常な運営を妨げるかどうかについて、又は条例第十二条の二第三項及び学校職員条例第十三条の二第三項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて」とを加える。

別表第二備考5中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削り、「第六条の四第一項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である者」に、「同条第二項」を「同条第一号」に改め、「ある者(」の下に「児童の親その他の」を加え、「養子縁組によつて養親となることを希望している者として」を「同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として」に改める。

(教職調整額の支給方法に関する規則の一部改正)

第五条 教職調整額の支給方法に関する規則(昭和四十六年石川県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改め、同条中「石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和二十二年石川県条例第三十九号)第十一条の二第二項第二号の規定による特別養子縁組休暇を与えられた職員」を削る。

(教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第六条 教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年石川県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「学校職員勤務時間条例第十一条の二第二項第二号の規定による特別養子縁組休暇(以下この条において「第二号特別養子縁組休暇」という。)を与えられた職員にあつてはその額に学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間から当該職員に与えられた一週間当たりの第二号特別養子縁組休暇の時間を減じた時間を同項に規定する勤務時間で除して待た教を」を削る。

(石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部改正)

第七条 石川県職員等の育児休業等に関する規則(平成四年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の三各号列記以外の部分及び第一号中「第二条の二第三号ロ」を「第二条の三第三号ロ」に改め、同条第二号中「第二条の二第三号ロ」を「第二条の三第三号ロ」に、「である配偶者(」を「(当該子について民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第一号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委託するこ

とができない者に限る。)を含む。ハにおいて同じ。)である配偶者(に改める。

第二条中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

第三条の二中「第三条第七号」を「第三条第八号」に改める。

第九条の見出し中「職員等」を「職員」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 育児休業法第二条の規定により育児休業をしていた期間

(石川県職員等の修学部分休業等に関する規則の一部改正)

第八条 石川県職員等の修学部分休業等に関する規則(平成十七年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「育児休業をしている職員」を「除く。」に改め、「と、「及び」とあるのは「並びに」を削る。

第二十一条第二項第四号を次のように改める。

四 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定による育児休業をした期間

(平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第九条 平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則(平成二十七年石川県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 切替日以降に育児短時間勤務等(育児休業法第十条第一項又は第十七条の規定による勤務をいう。次条第一項第四号において同じ。)を開始し、又は終了した職員

第三条第一項第四号中「及び第二号特別養子縁組休暇を与えられた場合」を削り、同号イ中「及び第二号特別養子縁組休暇を与えられた職員」及び「(第二号特別養子縁組休暇を与えられた職員にあつては、勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間から当該職員に与えられた一週間当たりの第一号特別養子縁組休暇の時間を減じた時間)」を削る。

(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則及び石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第十条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則及び石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則(平成二十八年石川県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十項中「第十条の三第二項」を「第十条の二第二項」に改める。

附則第十一项中「第十一条の三第二項」を「第十一条の二第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。